

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

平成29年9月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものとして、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に整合したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 20規格

	改正区分	基準数
JIS	① 採用済のJISを、より新しい版のIEC規格に準拠したJISに置き換えるもの	17
	② 採用済のIECに整合した暫定規格を、新たに制定されたJISに置き換えるもの	1
	③ 採用済のJ規格を、より新しい版のCISP規格に整合したJ規格に置き換えるもの	2
JIS以外		

3. 今後のスケジュール

- (1) パブリックコメント：10月上旬開始予定（30日間）
- (2) 改正・施行：12月以降予定。ただし、施行から3年間は、なお置き換える前のJIS規格又は別紙によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS等)(案)

資料2別添1

資料番号	改正基準番号	整合規格 (JIS等)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文	
1	資料4-1	J60227-5(H29)	JIS C 3662-5(2017)	IEC 60227-5 第3版(2011)	定格電圧450／750V以下の塩化ビニル絶縁 ケーブル-第5部:可とうケーブル(コード)	J60227-5(H23)	JIS C 3662-5:2009
2	資料4-2	J60227-7(H29)	JIS C 3662-7(2010) +追補1(2017)	IEC 60227-7 第1版(1995), Amd.1(2003), Amd.2(2011)	定格電圧450／750V以下の塩化ビニル絶縁 ケーブル-第7部:遮へい付き又は遮へいなしの2 心以上の多心可とうケーブル	J60227-7(H23)	JIS C 3662-7:2010
3	資料4-3	J60245-8(H29)	JIS C 3663-8(2010) +追補1(2017)	IEC 60245-8 第1版(1998), Amd.1(2003), Amd.2(2011)	定格電圧450／750V以下のゴム絶縁 ケーブル-第8部:高可とう性コード	J60245-8(H23)	JIS C 3663-8:2010
4	資料4-4	J60335-2-3(H29)	JIS C 9335-2-3(2017)	IEC 60335-2-3 第6版(2012), Amd.1(2015)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第2-3部:電気アイロンの個別要求事項	J60335-2-3(H20)	JIS C 9335-2-3:2004
5	資料4-5	J60335-2-9(H29)	JIS C 9335-2-9(2017)	IEC 60335-2-9 第6版(2008) Amd.1(2012), Amd.2(2016)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第2-9部:可搬形ホブ, オープン, トースタ 及びこれらに類する機器の個別要求事項	J60335-2-9(H20)	JIS C 9335-2-9:2004
6	資料4-6	J60335-2-11(H29)	JIS C 9335-2-11(2017)	IEC 60335-2-11 第7版(2008), Amd.1(2012), Amd.2(2015)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第2-11部:回転ドラム式電気乾燥機の個別要 求事項	J60335-2-11(H20)	JIS C 9335-2-11:2004
7	資料4-7	J60335-2-23(H29)	JIS C 9335-2-23(2017)	IEC 60335-2-23 第6版(2016)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第2-23部:スキンケア又はヘアケア用機器の 個別要求事項	J60335-2-23(H20)	JIS C 9335-2-23:2005
8	資料4-8	J60335-2-44(H29)	JIS C 9335-2-44(2017)	IEC 60335-2-44 第3版(2002), Amd.1(2008), Amd.2(2011)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第2-44部:電気アイロナの個別要求事項	J60335-2-44(H20)	JIS C 9335-2-44:2006
9	資料4-9	J60335-2-61(H29)	JIS C 9335-2-61(2017)	IEC 60335-2-61 第2版(2002), Amd.1(2005), Amd.2(2008)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- 第2-61部:蓄熱形ルームヒータの個別要求事 項	J60335-2-61(H20)	JIS C 9335-2-61:2006

10	資料4-10	J60335-2-106(H29)	JIS C 9335-2-106 (2017)	IEC 60335-2- 106 第1版(2007)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-106部：電気カーペット及び取外し可能な 床仕上げ材の下に設置する室内暖房用ヒー ティングユニットの個別要求事項	J60335-2-J1(H14)	別紙103
11	資料4-11	J60598-1(H29)	JIS C 8105-1(2017)	IEC 60598-1 第8版(2014)	照明器具－第1部：安全性要求事項通則	J60598-1(H26) J60598-2-6(H25)	JIS C 8105-1:2010 +追補1(2013) JIS C 8105-2-6:2011
12	資料4-12	J60598-2-1(H29)	JIS C 8105-2-1(2017)	IEC 60598-2-1 第1版(1979), Amd.1(1987)	照明器具－第2-1部：定着灯に関する安全性要 求事項	J60598-2-1(H23)	JIS C 8105-2-1:1999 +追補1(2010)
13	資料4-13	J60598-2-4(H29)	JIS C 8105-2-4(2017)	IEC 60598-2-4 第2版(1997)	照明器具－第2-4部：一般用移動灯器具に関する 安全性要求事項	J60598-2-4(H23)	JIS C 8105-2-4:2003 +追補1(2010)
14	資料4-14	J60598-2-7(H29)	JIS C 8105-2-7(2011) +追補1(2017)	IEC 60598-2-7 第1版(1982), Amd.1(1987), Amd.2(1994)	照明器具－第2-7部：可搬形庭園灯器具に関する 安全性要求事項	J60598-2-7(H25)	JIS C 8105-2-7:2011
15	資料4-15	J60598-2-9(H29)	JIS C 8105-2-9(2011) +追補1(2017)	IEC 60598-2-9 第2版(1987), Amd.1(1993)	照明器具－第2-9部：写真及び映画撮影用照明 器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）	J60598-2-9(H25)	JIS C 8105-2-9:2011
16	資料4-16	J60598-2-17(H29)	JIS C 8105-2-17(2011) +追補1(2017)	IEC 60598-2-17 第1版(1984), Amd.1(1987), Amd.2(1990)	照明器具－第2-17部：舞台照明、テレビ、映 画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安 全性要求事項	J60598-2-17(H25)	JIS C 8105-2-17:2011
17	資料4-17	J60598-2-19(H29)	JIS C 8105-2-19(2017)	IEC 60598-2-19 第1版(1981), Amd.1(1987), Amd.2(1997)	照明器具－第2-19部：空調照明器具に関する 安全性要求事項	J60598-2-19(H23)	JIS C 8105-2-19:2010
18	資料4-18	J60974-7(H29)	JIS C 9300-7(2017)	IEC 60974-7 第3版(2013)	アーク溶接装置－第7部：トーチ	J60974-7(H22)	JIS C 9300-7(2007)
19	資料4-19	J55015(H29)	CISPRJ 15(2017)	CISPR 15 第8版(2013)	電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許 容値及び測定法	J55015(H20)	別紙202の2
20	資料4-20	J55032(H29)	CISPRJ 32(2017)	CISPR 32 第2版(2015)	マルチメディア機器の電磁両立性－エミッ ション要求事項	J55013(H22) J55022(H22)	別紙201 別紙203

整合規格へ採用する JIS の概要

1 J60227-5 (H29)

- ・採用する JIS : **JIS C 3662-5 (2017)** 定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル 第5部 : 可とうケーブル (コード)
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧 300/500 V 以下の塩化ビニル絶縁可とうケーブル (コード) について規定する。
- ・電気用品名 : 単心ビニルコード、キャブタイヤコード、金糸コード
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60227-5 が第2版(1997)、Amd. 1(1997) 及び Amd. 2(2003) から 第3版(2011)へと改正されたことに伴い、構造で要求される導体のクラスをクラス5から クラス6へと変更及び長期直流耐電圧試験を追加するなどの改正を行った。

2 J60227-7 (H29)

- ・採用する JIS : **JIS C 3662-7 (2010)+追補1 (2017)** 定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル 第7部 : 遮へい付き又は遮へいなしの2心以上の多心可とうケーブル
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブルのうち、定格電圧 300/500 V の耐油性遮へい付き又は遮へいなしの2心以上の多心可とう制御用ビニル絶縁ケーブルについて規定する。
- ・電気用品名 : キャブタイヤコード
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60227-7 が第1版(1995) 及び Amd. 1(2003) から Amd. 2(2011) が 追加発行されたことに伴い、遮へい付きケーブルの伝達インピーダンス試験及び難燃性試験の試験方法の引用先を変更する改正を行った。

3 J60245-8 (H29)

- ・採用する JIS : **JIS C 3663-8 (2010)+追補1 (2017)** 定格電圧 450/750 V 以下のゴム絶縁ケーブル 第8部 : 高可とう性コード
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧 450/750 V 以下のゴム絶縁ケーブルのうち、電気アイロン等に使用する高可とう性の定格電圧 300/300 V のゴム絶縁編組コードについて規定する。
- ・電気用品名 : その他のゴムコード
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60245-8 が第1版(1998) 及び Amd. 1(2003) から Amd. 2(2011) が 追加発行されたことに伴い、高可とう性ゴム絶縁シースコード及び高可とう性架橋塩化ビニル(XLPVC) 絶縁・架橋塩化ビニル(XLPVC) シースコードの箇条並びに附属書Aの全文を削除し、予備に置き換える改正を行った。

4 J60335-2-3 (H29)

- ・採用する JIS : **JIS C 9335-2-3 (2017)** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-3部：電気アイロンの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧 250 V 以下の家庭用及びこれに類する目的のための電気ドライアイロン及び電気スチームアイロンの安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気アイロン
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60335-2-3 が第5版(2002) から第6版(2012)への改正及び Amd. 1(2015) が追加発行されたことに伴い、機械的強度において落下試験の追加及び手持形機器の導電接続部を保持する非金属材料に対してグローワイヤ試験を行うなどの改正を行った。

5 J60335-2-9 (H29)

- ・採用する JIS : **JIS C 9335-2-9 (2017)** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-9部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧 250 V 以下の家庭用及びこれに類する用途を意図するベーク、ロースト、グリルなどの調理機能をもつ可搬形電気機器の安全性について規定する。

- ・電気用品名：電気トースター、電気天火、電気魚焼き器、電気ロースター、電気レンジ、電気こんろ（卓上型のみ）、電気ソーセージ焼き器、ワッフルアイロン、電気たこ焼き器、電気ホットプレート、電磁誘導加熱式調理器（卓上型のみ）、その他の調理用電熱器具
- ・主な改正内容：対応国際規格である IEC 60335-2-9 が第5版(2002)から第6版(2008)への改正並びに Amd. 1 (2012) 及び Amd. 2 (2016) が追加発行されたことに伴い、パン焼き器や綿菓子機器などを新たに適用範囲に含めて、それらに関連する要求事項の追加及びこんろのスイッチは不用意な操作ができない構造であることを要求するなどの改正を行った。

6 J60335-2-11 (H29)

- ・採用する JIS : **JIS C 9335-2-11 (2017)** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—11部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、定格電圧が単相機器の場合には 250 V 以下、その他の機器の場合には 480 V 以下の家庭用及び同等の目的の電気的回転ドラム式乾燥機の安全性について規定する。
- ・電気用品名：電気乾燥機
- ・主な改正内容：対応国際規格である IEC 60335-2-11 が第6版(2002)から第7版(2008)への改正並びに Amd. 1 (2012) 及び Amd. 2 (2015) が追加発行されたことに伴い、乾燥後の衣類が自然発火するリスクを下げるための内容を追加及び、発熱体に近接しており、糸くずが蓄積するおそれのある箇所での非金属製材料に耐延焼性を要求するなどの改正を行った。

7 J60335-2-23 (H29)

- ・採用する JIS : **JIS C 9335-2-23:2017** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—23部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、定格電圧が 250 V 以下の家庭用及びこれに類する用途を意図した、人間又は動物の皮膚又は髪のケア用の電気機器の安全性について規定する。
- ・電気用品名：電気髪ごて、ヘアカーラー、毛髪乾燥機
- ・主な改正内容：対応国際規格である IEC 60335-2-23 が第5版(2003)から第6版(2016)へ改正されたことに伴い、ヘアストレータを新たに適用範囲に含めて、それらに関連する要求事項の改正、ヘアドライヤの吸入口が髪で塞ぎにくい構造であることの要求及び手持形機器の電源コードの屈曲試験で屈曲回数を 4 000 回から 10 000 回に増やすなどの改正を行った。

8 J60335-2-44 (H29)

- ・採用する JIS : **JIS C 9335-2-44 (2017)** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—44部：電気アイロナの個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、定格電圧が、単相機器の場合には 250 V 以下、その他の機器の場合には 480 V 以下の家庭用及びこれに類するアイロナの安全性について規定する。
- ・電気用品名：電気プレス器
- ・主な改正内容：対応国際規格である IEC 60335-2-44 が第3版(2002)から Amd. 1 (2008) 及び Amd. 2 (2011) が追加発行されたことに伴い、ロータリアイロナについて加熱面が分離するよう操作したときにローラの回転が 10 mm 以内に停止することを要求するなどの改正を行った。

9 J60335-2-61 (H29)

- ・採用する JIS : **JIS C 9335-2-61 (2017)** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—61部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、定格電圧が、単相の機器の場合には 250 V 以下、その他の機器の場合には 480 V 以下のヒータが置かれている部屋を暖房する家庭用及びこれに類する目的のための蓄熱形室内ヒータの安全性について規定する。
- ・電気用品名：その他の採暖用電熱器具
- ・主な改正内容：対応国際規格である IEC 60335-2-61 が第2版(2002)から Amd. 1 (2005) 及び Amd. 2 (2008) が追加発行されたことに伴い、本体に“覆ってはならない。”旨の表示方法の明確化及び空気出口グリルの周辺部の代表的な断面図を追加するなどの改正を行った。

10 J60335-2-106 (H29)

- ・採用する JIS : **JIS C 9335-2-106 (2017)** 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2—106 部：電気力一ペット及び取外し可能な床仕上げ材の下に設置する室内暖房用ヒーティングユニットの個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、定格電圧が単相機器の場合は 250 V 以下、その他の機器の場合は 480 V 以下の家庭用及びこれに類する次の機器の安全性について規定する。
 - 電気力一ペット及び類似機器
 - これらの機器を設置している部屋を暖房し、かつ、それ自体が取外し可能な床仕上げ材の下に直接設置するように意図されているヒーティングユニット
- ・電気用品名：電気力一ペット
- ・主な改正内容：2007 年に対応国際規格である IEC 60335-2-106 が新たに制定されたため新設した規格である。

11 J60598-1 (H29)

- ・採用する JIS : **JIS C 8105-1 (2017)** 照明器具—第 1 部：安全性要求事項通則
- ・適用範囲：この規格は、電気光源を用いる照明器具であって、電源電圧が 1 000 V 以下で使用するものに適用する。この規格は、照明器具の分類、表示、機械的構造、電気的構造及び光生物学的安全性に関する要求事項及び関連する試験について規定する。
- ・電気用品名：電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ、庭園灯器具、装飾用電灯器具、その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具
- ・主な改正内容：対応国際規格である IEC 60598-1 が第 7 版(2008)から第 8 版(2014)へ改正されたことに伴い、適用範囲の光源の種類について、JIS で先行して LED 光源を含まれていたところ、IEC においても LED 光源が含まれることとなり、青色光による網膜傷害に関する要求を追加し、さらに回路間の絶縁に関する要求を追加するなどの改正を行った。

12 J60598-2-1 (H29)

- ・採用する JIS : **JIS C 8105-2-1 (2017)** 照明器具—第 2—1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項
- ・適用範囲：この規格、電気光源を用いる定着灯器具であって、電源電圧が 1 000 V 以下で使用するものの安全性要求事項について規定する。
- ・電気用品名：家庭用つり下げ型蛍光灯器具、その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具
- ・主な改正内容：対応国際規格の改正等はないが、適用範囲の光源の種類を“白熱電球、蛍光ランプ及びその他放電ランプ”から、LED 光源を含む“電気光源”に変更するなどの改正を行った。

13 J60598-2-4 (H29)

- ・採用する JIS : **JIS C 8105-2-4 (2017)** 照明器具—第 2—4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項
- ・適用範囲：この規格は、電気光源を用いる一般照明用の移動灯器具であって、250 V 以下の電源電圧で使用するものの安全性要求事項について規定する。
- ・電気用品名：電気スタンド、その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具
- ・主な改正内容：対応国際規格の改正等はないが、適用範囲の光源の種類を“白熱電球、蛍光ランプ及びその他放電ランプ”から、LED 光源を含む“電気光源”に変更するなどの改正を行った。

14 J60598-2-7 (H29)

- ・採用する JIS : **JIS C 8105-2-7 (2011)+追補 1 (2017)** 照明器具—第 2—7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項
- ・適用範囲：この規格は、電気光源を用いる、庭園のような場所に用いる台座付移動灯器具及び花壇のような場所に用いる移動灯器具であって、電源電圧が 250 V 以下で使用するものの安全性要求事項について規定する。
- ・電気用品名：庭園灯器具
- ・主な改正内容：対応国際規格の改正等はないが、適用範囲の光源の種類を“白熱電球、蛍光ランプ及び

“その他放電ランプ”から、LED 光源を含む“電気光源”に変更するなどの改正を行った。

15 J60598-2-9 (H29)

- 採用する JIS : JIS C 8105-2-9 (2011)+追補1(2017) 照明器具—第2-9部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）
- 適用範囲：この規格は、独特のランプ指定による低封入圧ハロゲン電球を含めて、白熱電球及び／又は LED 光源を用いる写真及び映画撮影用照明器具（アマチュア用）であって、電源電圧 250 V 以下で使用するものの安全性要求事項について規定する。
- 電気用品名：その他の白熱電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具
- 主な改正内容：対応国際規格の改正等はないが、適用範囲の光源の種類に白熱電球から、LED 光源を追加する改正を行った。

16 J60598-2-17 (H29)

- 採用する JIS : JIS C 8105-2-17(2011)+追補1(2017) 照明器具—第2-17部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項
- 適用範囲：この規格は、電気光源を用いる屋内用及び屋外用の舞台照明、テレビ、映画、及び写真スタジオ用の照明器具であって、電源電圧が 1 000 V 以下で使用するものの要求事項について規定する。
- 電気用品名：その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具
- 主な改正内容：対応国際規格の改正等はないが、適用範囲の光源の種類を“白熱電球、蛍光ランプ及びその他放電ランプ”から、LED 光源を含む“電気光源”に変更する改正を行った。

17 J60598-2-19 (H29)

- 採用する JIS : JIS C 8105-2-19(2017) 照明器具—第2-19部：空調照明器具に関する安全性要求事項
- 適用範囲：この規格は、蛍光ランプ及び／又は LED 光源を用いて、通気ダクト又はプレナムと組み合わせて使用する空調照明器具であって、電源電圧が 1 000 V 以下で使用するものの安全性要求事項について規定する。
- 電気用品名：その他の放電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具
- 主な改正内容：対応国際規格の改正等はないが、適用範囲の光源の種類を蛍光ランプから、LED 光源を追加するなどの改正を行った。

18 J60974-7 (H29)

- 採用する JIS : JIS C 9300-7(2017) アーク溶接装置—第7部：トーチ
- 適用範囲：この規格は、アーク溶接及び関連プロセスのために用いるトーチの、性能要件及び安全要件について規定する。
- 電気用品名：アーク溶接機
- 主な改正内容：対応国際規格である IEC 60974-7 が第2版(2005)から第3版(2013)へ改正されたことに伴い、ヒューム吸引トーチなどを新たに適用範囲に含め、さらに手動用プラズマ切断トーチのハンドルの材料に対して燃焼性分類 HB 以上を要求するなどの改正を行った。

19 J55015 (H29)

- 採用する規格：CISPRJ 15(2017) 電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法
 - 適用範囲：この規格は、次に示す機器からの無線妨害波（放射及び伝導）に対して適用する。
 - 低圧電源に接続するか又は電池で点灯し、照明目的のために光の発生及び／又は分配を主機能とする全ての照明機器
 - 基本機能の一つが照明である多機能機器の照明部分など。
- 適用周波数範囲は、9 kHz～400 GHz である。
- 電気用品名：蛍光ランプ、エル・イー・ディー・ランプ、電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ、庭園灯器具、装飾用電灯器具、その他の白熱電灯器具及び放電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具、広告灯、調光器

- ・主な改正内容：対応国際規格である CISPR 15 が第 6 版(2000)、Amd. 1(2001) 及び Amd. 2(2002) から第 8 版(2013)へと改正されたことに伴い、広告用のネオンサインを新たに適用範囲に含め、定義に LED 光源を追加するなどの改正を行った。

20 J55032 (H29)

- ・採用する規格：CISPRJ 32(2017) マルチメディア機器の電磁両立性－エミッഷン要求事項
- ・適用範囲：この規格は、DC 又は AC の定格電源電圧実効値が 600 V を超えないマルチメディア機器に適用する。
適用周波数範囲は、9 kHz～400 GHz である。
- ・電気用品名：謄写機、事務用印刷機、自動販売機、オーバーヘッド映写機、複写機、電子式卓上計算機、電子楽器、ラジオ受信機、テープレコーダー、レコードプレーヤー、テレビジョン受信機、電子応用遊戯器具
- ・主な改正内容：対応国際規格 CISPR 13 及び CISPR 22 から置き換わって、2012 年に CISPR 32 が新たに制定され、さらに 2015 年に第 2 版へと改正されたため新設した規格である。